

豊橋市サイクル&ライド駐輪場整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市サイクル&ライド駐輪場整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、サイクル&ライド駐輪場を整備する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助することにより、交通結節点における乗換機能を強化し、もって公共交通利用者の利便性向上に資することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、豊橋鉄道株式会社及び豊鉄バス株式会社とする。

(暴力団等の排除)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を決定しないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(交付決定の取消し)

第5条 市長は、補助対象事業者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が実施する事業で、サイクル&ライド駐輪場の整備に関する事業とする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費の範囲は、補助事業者が補助事業の設備の整備に直接要する本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費及び測量設計費とする。

2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に補助率2分の1を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊橋市サイクル&ライド駐輪場整備事業費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、これを適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、豊橋市サイクル&ライド駐輪場整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合（変更の内容が軽微な場合を除く。）は、速やかに豊橋市サイクル&ライド駐輪場整備事業費補助金変更申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、変更を決定したときは、豊橋市サイクル&ライド駐輪場整備事業費補助金変更決定通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、市長が必要と認める場合は、速やかに豊橋市サイクル&ライド駐輪場整備事業費補助事業状況報告書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日を経過した日又は当該事業年度の3月20日のいずれか早い日までに豊橋市サイクル&ライド駐輪場整備事業費補助事業実績報告書(様式第6)を次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊橋市サイクル&ライド駐輪場整備事業費補助金額確定通知書(様式第7)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿並びに補助事業の経理に係る書類及び資料類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産の整理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)に関する帳簿を備え、取得財産を取得し、又は効用が増加した時期、所在場所、価格及び取得財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第19条 補助事業者は、次に掲げる書類等を、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業

等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間保存しておかなければならない。

（1）取得財産の得喪に関する書類

（2）取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産の管理等）

第20条 補助事業者は、取得財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第21条 補助事業者は、取得財産について、補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、国土交通大臣が別に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。